

京都の福祉

発行 京都府社会福祉協議会

本紙は、共同募金の
配分金によってつくられています。

2012

2

No.517



主な記事

- 1面 もえくさ
- 2・3面 施設を地域の財産にして誰もが気軽に集える場を目指して
- 4・5面 知っていますか? 「障害者総合福祉法(仮称)」の今
- 6面 京都の第三者評価活用術
- 7面 精華町社協キャラクター紹介
- 8面 夢中! 熱中! ふくしひと



2012年 笑顔カレンダー 若干の余部がありますのでご希望の方は、京都府社会福祉協議会まで。



もえくさ

昨年のデータであるが、特別養護老人ホーム(=特養)の入居待機は、全国で約42万一千人以上ったという。集計方法等の差異があるため必ずしも正確ではないが、大きな数字である。

京都では5、6千人。これも少なくはない。「誰

もが必要な時に安心して利用できるように」というのが介護保険のめざすところであり、ハーフ面の整備は今でも喫緊の課題である。▼とこ

ろで、特養などに入所する場合には、「身元保証人」(身元引受人など)を立てることが一般的となっている。その役割は、入所中に起る様々なトラブルへの対応、入退院時の対応、死亡時の対応、利用料金の支払いなど、利用者がかかるほとんどの事柄が考えられている。

▼この保証人を立てることが、入所条件に大きく影響しているため、保証人を立てることができない人たちの入所は、そこが「狭き門」となっている。

▼福祉サービス利用援助事業を利用している人は、この「狭き門」のため、入所が困難になってしまっており、この京都でも困難事例が見受けられ課題となっている。

▼利用者の中には、「重度の認知症でしかも単身者、そして身寄りもない」人が存在している。身体的入所判定はクリアできるが、入所の諸条件が整わないために、制度を利用できないというのは深刻な問題である。

権利侵害や社会的排除にもつながる。▼「高齢者・障害者ケース研究会」(弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、府・市社協で構成)は、こうした現状に鑑み、府・市の老人福祉施設協議会の協力を得て、昨年5月に、特養に限定しての「保証人に関する実態調査」を行った。

▼この調査では、保証人の必要性や判定基準に影響している事例が散見されるが、その実態はどうか。そして「専門職後見人」にどんな役割を期待しているのかなどについて伺った。

▼調査結果については、現在分析中であるが、府・市合わせて71・5%の回収率を得た。ご協力をいたいたした施設に感謝申し上げたい。この調査によつて懸念される問題、課題が明らかになり、今後の「保証人

のあり方に一石を投じることができれば幸いである。

施設を地域の財産に

「誰もが気軽に集える場を目指して」

「リフレカヤの里」オープン

自然豊かな与謝野町に採れた地元野菜をふんだんに使った「森のレストラン」や温浴施設、宿泊施設を伴った食と健康の拠点「リフレカヤの里」が10月1日にリニューアルオープンしました。

アルオープニングしました。リフレカヤの里は、1998年開設、民間会社が指定管理を受け運営されていましたが、経営難から2008年に休業。3年間

の閉園を経て、2010年社会福祉法人よさのうみ福祉会が与謝野町の指定を受け、再開となりました。平日は80～100名、休日は120～140名の利用客でにぎわいます。

障害のある人もない人もともに働く場を目指して

「リフレカヤの里」の指定にあたつては、「何とか再開してほしい」という地域の声を受け、町議会で何度も検討が重ねられ、かなりの時間を要しました。その間、地域の中からは、「よさのうみ福祉会が管理、運営するのであれば地元が協力する」といった声が町へ届けられ、指定への大きな原動力

となっていました。こうした動きについて、「長年、地域において、困難なこともあったが、粘り強く障害のある人の権利、生活、暮らしを守る理念を貫いて歩んできたことが理解された。30年の歩みがあったからだとと思う」と管理者の藤原さゆりさんは振り返ります。

リフレカヤの里では、障害者の就労継続支援A、B型の事

業指定を受け、障害のある人

たちの生活基盤を支える「働く場」としての運営もされています。

これまで、地域の過疎化や地場産業の衰退で、障害のある人がしつかり生活できるだけの給料補償ができるにくい、よさのうみ福祉会の既存の施設では工賃は、高い所でも月4～5万円程度という現状がありました。障害のある人もな



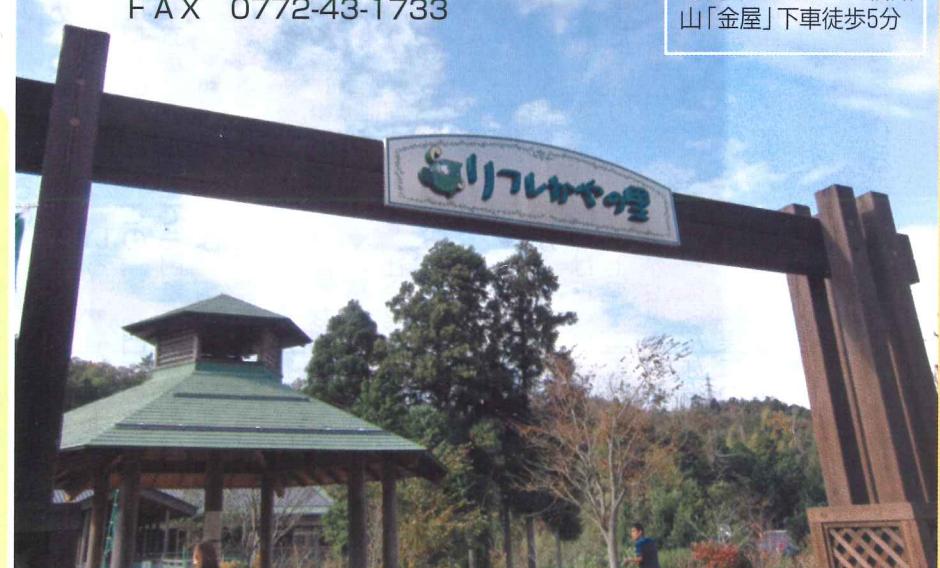
「リフレカヤの里」外観

リフレカヤの里
住所 京都府与謝郡与謝野町字金屋1730
TEL 0772-43-1730
FAX 0772-43-1733

北近畿端午鉄道(KTR)
宮津線「野田川駅」下車
丹後海陸交通バス福知山「金屋」下車徒歩5分



管理者の藤原さん。写真のシソジュースは、地域の獣害対策に植えられた赤シソを加工したもの。



い人も共に働く場を保障できる新たなダイナミックな展開ができないかとリフレカやの里の指定管理に応募し運営をはじめました。現在では、レストラン厨房、ホール、フロント、清掃、ホテル、温浴施設の部門で12名が働き、農産加工所やベーカリー部門で8名が働いています。

地域に根ざした事業展開の中で生まれたアイデア

よさのうみ福祉社会では、丹後地域を中心として、地域と連携しながら事業を開いてきました。例えば後継者がいない農地などを利用し、地域の方々の協力を受け、九条葱やさつまいもの栽培など「農業の町ならでは」の仕事をおこしを行つてきました。

長年の地域とのかかわりの中で、農家には、規格外の野菜、果物がたくさんあるといつことが分かりました。「それらを加工することで付加価値がつき、お金にすることが分かりました。『そ

うです。

しかし、ここ

のホテルで一番

素晴らしいのは、

スタッフの人柄

がにじみ出る「居

心地の良さ」で

しょうか。フロ

ントをはじめ、

ストーブの薪を

用意しておられ

るスタッフの方々

に至るまで「ホ

テル周辺も手入れが行

いたロケーションと薪ストーブ、お風呂などは、高級リゾート並みの設備です。ミストサウナがあり、朝からしつかりお風呂に入れてとても満足度が高い

ホテル部門でも、手入れの行き届いた「人が集う場、誰でもが気軽に立ち寄れる場所を目指していきたい。懐かしい料理、季節の料理など目新しいメニュー、お客様が参考にして頂けるメニューなどを取り入れて、地域の人たち

地域にお返しし、そしてリフレカやの里の取り組みが地域の財産になるようにしていきたい」という藤原さんの言葉に、地域に根付き、活動を展開してきたことで、地域の理解を得て事業の実現に結びついたところが感じられました。

人柄がにじみ出る ホテルサービス

「リフレカやの里」が目指すのは、いろんな人が来てくれる、ここに来たら、ゆっくりできるという場所になること。「人が集う場、誰でもが気軽に立ち寄れる場所を目指していきたい。懐かしい料理、季節の料理など目新しいメニュー、お客様が参考にして頂けるメニューなどを取り入れて、地域の人たち

き届いており、清掃や剪定の丁寧さを感じます。

サービスの基本は、スタッフの「人となり」だとあらためて思いました。

施設を地域の財産に —地域とともに生きていく

「リフレカやの里」が目指すのは、いろいろな人が来てくれる、ここに来たら、ゆっくりできるという場所になること。藤原さんは今後の思いも語られました。地域の特性を活かした展開が、地域にとつても活性化につながっていく様子が感じられました。「施設を地域の財産に」今後も、こういった地域づくり、場づくりを応援していきたい



農産加工所を併設し、できたてのジャムやジュースもすぐに届けることができます。



地元からほとんどの野菜を調達。メニューは、バラ寿司や、白和え、けんちん煮などの郷土料理を取り入れたビュッフェランチ。

このように地域との連携から地域活性化のアイディアが生まれ、「リフレカやの里」の運営へとつながってきました。「リフレカやの里を通じて、福祉で

また、ホテル周辺も手入れが行



値段は、1泊2食で 7,035円（ツインルームのシングルユース）

このように地域との連携から地域活性化のアイディアが生まれ、「リフレカやの里」の運営へとつながってきました。「リフレカやの里を通じて、福祉で

また、ホテル周辺も手入れが行

自立支援法に代わる新法として、平成25年8月までに施行を目指すものです。内閣府障がい者制度改革推進会議総合福祉部会で昨年8月30日にまとめられた「障害者総合福祉法」の骨格に関する提言（以下「骨格提言」）を受けて、厚生労働省において法案が作成され、現在の通常国会の審議を経て制定される予定です。「障害者総合福祉法」の詳細については未確定の部分がありましたが、「骨格提言」が基礎となると思われます。

障害のある方を取り巻く福祉施策は多くの課題を抱えながら進んできましたが、十分だと言えるでしょうか？依然として平等な立場にあるとは言えない現状から、平成18年国連総会では「障害者権利条約」が採択され、日本も平成19年に署名しました。この「障害者権利条約」と平成22年1月に国（厚生労働省）と障害者自立支援法違憲訴訟原告ら（71名）との間で結ばれた「基本合意文書」を前提に、福祉部会で検討されてきました。

【障害者総合福祉法】とは？

【骨格提言】までの大きな流れ

障害者総合
福祉法（仮称）の今

6月21日までの150日間で審議される予定です。しかし、昨年末12月13日の国と障害者自立支援法違憲訴訟団との会議では、（新法制定ではなく）「自立支援法の改正という点も含めて検討中」との政府側の発言があり、その先行きは不透明な状況となっています。

今号は、「障害者総合福祉法」のポイントや今までの流れ、京都の動きについて紹介します。

「障害者自立支援法」が廃止され、それに代わる新法となる「障害者総合福祉法」（仮称）（以下、「障害者総合福祉法」）が、1月24日に召集された通常国会（会期は

■障害者権利条約

目的

すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進すること。特に、第5条「平等及び差別されないこと」において、合理的配慮の確保が求められていること。第19条ではすべての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を認めることとし、障害の有無にかかわらず誰もが排除、分離、隔離されずに共に生きていく社会が誰にとっても生きやすい社会であるとの考え方を基本としています。

■「基本合意文書」

2008年、障害を障害者個人の責任とする障害者自立支援法は基本的人権を侵害し、憲法に反するとして、法律を制定した国を被告とする違憲訴訟が起こりました。その後、原告71名と国（厚生労働省）による協議の結果、下記の内容の基本合意に至りました。

障害者自立支援法廃止の確約と新法の制定、障害者自立支援法制定の総括と反省、新法制定に当たっての論点など。

障害者総合福祉法の内容

（※一部抜粋）

1 法の理念・目的・範囲など

下記に記載している6つの目標など

2 障害（者）の範囲

支援を必要としている全ての障害者をもれなく支援の対象とする

3 選択と決定（支給決定）

就労支援や居住支援、相談支援などの9種類

4 支援（サービス）体系

《地域移行プログラム》と《地域定着支援》を法定施策として策定し、一人ひとりの状況に合わせて、国の事業として実施する

5 地域移行

食材費や高熱水費など誰もが支払う費用は負担すべきだが、障害に伴う必要な支援は原則無償とする

6 地域生活の資源整備

サービスの申請や支給決定等のプロセスに対応する権利擁護制度、障害者の生活領域の場面で権利擁護センター等の第三者が訪問面会を行う権利擁護制度等を提案

7 利用者負担

8 相談支援

9 権利擁護

10 報酬と人材確保

京都の動き

「骨格提言を尊重した新法の

制定を求める議会決議が

府内63%で採択！

「障害者総合福祉法」が目指す 6のポイント

1. 障害のない市民との平等公平

障害があっても市民として尊重され、誇りを持って社会に参加するためには平等性と公平性の確保が何よりの条件であり、その裏打ちを障害者福祉法が行う。

2. 谷間や空白の解消

障害の種類によっては、福祉施策を受けられない人がいるなどの制度の谷間があります。また制度間では学齢期での学校生活と放課後や卒業と就労などの空白があり、それらの解消を図る。

3. 格差の是正

地方自治体によって質・量の格差があることは正を目指す。

4. 放置できない社会問題の解決

精神障害者の社会的入院や介助の家族での依存などを解決するために地域での支援体制の確立、効果的な地域移行プログラムを実施する。

5. 本人のニーズにあった支援サービス

個々の障害とニーズが尊重されるような新たな支援サービスの決定システムを開発し、支援サービスを決定するときの本人希望や意思の表明ができ、それが尊重される仕組みにする。

6. 安定した予算の確保

現在の国・地方の財政状況は深刻であるため、障害者福祉予算を確保するために、給付・負担の透明性、納得性、優先順位を明らかにしながら財政確保について広く国民からの共感を得ること。

京都では、2009年3月28日に「障害者権利条約の批准と完全実施をめざす京都フォーラム」が開催され、その取組課題を継続的に推進していく「京都実行委員会」（竹下義樹代表）が2010年1月20日に発足。（発足当初31、現在41団体で構成）この2年間、京都における障害者差別禁止条例の制定を求める京都府・京

京都では、2009年3月28日に「障害者権利条約の批准と完全実施をめざす京都フォーラム」が開催され、その取組課題を継続的に推進していく「京都実行委員会」（竹下義樹代表）が2010年1月20日に発足。（発足当初31、現在41団体で構成）この2年間、京都における障害者差別禁止条例の制定を求める京都府・京

京都では、2009年3月28日に「障害者権利条約の批准と完全実施をめざす京都フォーラム」が開催され、その取組課題を継続的に推進していく「京都実行委員会」（竹下義樹代表）が2010年1月20日に発足。（発足当初31、現在41団体で構成）この2年間、京都における障害者差別禁止条例の制定を求める京都府・京

京都では、2009年3月28日に「障害者権利条約の批准と完全実施をめざす京都フォーラム」が開催され、その取組課題を継続的に推進していく「京都実行委員会」（竹下義樹代表）が2010年1月20日に発足。（発足当初31、現在41団体で構成）この2年間、京都における障害者差別禁止条例の制定を求める京都府・京

京都では、2009年3月28日に「障害者権利条約の批准と完全実施をめざす京都フォーラム」が開催され、その取組課題を継続的に推進していく「京都実行委員会」（竹下義樹代表）が2010年1月20日に発足。（発足当初31、現在41団体で構成）この2年間、京都における障害者差別禁止条例の制定を求める京都府・京

京都では、2009年3月28日に「障害者権利条約の批准と完全実施をめざす京都フォーラム」が開催され、その取組課題を継続的に推進していく「京都実行委員会」（竹下義樹代表）が2010年1月20日に発足。（発足当初31、現在41団体で構成）この2年間、京都における障害者差別禁止条例の制定を求める京都府・京

京都では、2009年3月28日に「障害者権利条約の批准と完全実施をめざす京都フォーラム」が開催され、その取組課題を継続的に推進していく「京都実行委員会」（竹下義樹代表）が2010年1月20日に発足。（発足当初31、現在41団体で構成）この2年間、京都における障害者差別禁止条例の制定を求める京都府・京

「受審」ではなく、「受診」。京都のこだわり

第三者評価は…

事業所にとっては質の向上の手段
利用者にとっては情報を得る手段

気づき

事業所自身が行う
「自己評価」
項目に沿って現状を振りかえります



ありのままの現状を把握

現場と資料、両方から
利用者等への「アンケート調査」
調査評価者による「訪問調査」



明らかにする

「アドバイスレポート」「総合評価」
インターネットで公表します

↓
改善:サービスの質の向上

- 「審判」や「格付け」ではなく、現状を見るものです。
- 粗さがしではなく、いいトコ探しです。

||
ポジティブ・アシスト(肯定的支持)

京都の「第三者評価」

介護・福祉サービス第三者評価事業は、サービスの質を向上させたい事業所が自ら申込み、事業所が一丸となって取り組む事業です。京都においては、平成17年度の開始以来、延べ1000件を超える事業所が受診しています。このことは多くの事業所が積極的に質の向上に取り組んでいる証です。
京都では第三者評価を「受審」ではなく「受診」としています。これは事業所を「審判したり格付けするものではなく、ありのままを見る」という意味があります。
また、評価を行うにあたっては「ポジティブ・アシスト」を基本とし、事業所の「伴走者」の姿勢でのぞんでいます。できていないところも含めて現状を確認し、「できていない=悪い」ではなく、そこをより良く改善する支援をしていく。そのお手伝いをすることが京都の第三者評価の役割です。

活用術



就活中
Cさん

「自分でもいろいろ調べていましたが、客観的な別の視点からの情報は事業所を知るために役立ちました。」

「このように、就職活動中の方も大いに活用できます。」

「福祉現場で働きたいと思っています。私も一緒に働きたいなと思いました。」



高齢の母を介護するBさん

「見学にも行きましたが、自分以外の人の意見も聞きたかった。だから評価を受けている事業所を見て参考にしました。」

「家族や自分が利用するサービスは事前に調べたいものです。第三者評価はすべての事業所が受診しているわけではありません。つまり受診しているということは、質の向上に積極的に取り組んでいるという一つの目安とも言えます。」



事業所の職員
Aさん

「自宅の周辺の特別養護老人ホームやデイサービスを探しています。」

「評価の項目に沿って自己評価を行っていた時、できていないところがあり『これができないのは恥ずかしいね』ということが話題になりました。職員同士で改善していくという思いを一致させることができました。」

「事業所の方が気づくきっかけ、良くするきっかけになったという意見は数多くいただきます。自己評価や訪問調査などを質の向上の機会に活用してください。」

京都の事業所は、
サービス向上のため、
日々進化し続けています。



京都 第三者評価

検索

ご相談はこちまで 075-252-6292
京都介護・福祉サービス
第三者評価等支援機構

精華町社協キャラクター「どんちゃん・ころちゃん」は平成23年10月に開催した「せいか社協フェスタ2011」で、住民の皆さんにお披露目されました。

平成23年2月～5月にキャラクター募集をして、町内や大阪府、新潟県などから118点集まりました。町社協役員などを含む選考委員会が審査し、最優秀賞に決まったのが「どんちゃん」です。その時に、選考委員会から、一人ではさびしいので友達を作ったらどうかということになり、お花をつけた「ころちゃん」が誕生しました。

「どんちゃん・ころちゃん」はこれからも精華町社協の事業や地域の活動に参加して、地域住民に親しみを持っていただきため活躍していきます。



社会福祉施設 総合損害補償 しせつの損害補償

ホームページでも内容を紹介しています。
<http://www.fukushihoken.co.jp>

社会福祉施設のさまざまなりスクに対応するために！

プラン1 施設業務のための補償

(賠償責任保険、普通傷害保険、動産総合保険)

①基本補償

- 基本補償(A型)は、法人業務中、法律上の賠償責任が発生した場合、包括的に補償
- 見舞費用付補償(B型)は、賠償責任のない場合の見舞金が充実
- オプション1 訪問・相談等サービス補償
- オプション2 施設の医療事故補償

②個人情報漏えい対応補償

- 個人情報漏えいによる法律上の賠償責任を負った場合(おそれのある場合を含みます)に補償

③施設の什器・備品損害補償

- 施設内の什器・備品を幅広い範囲で補償
- 施設の現金等も補償

◆加入対象は、社会福祉法人等が運営している社会福祉施設です。

全国社会福祉協議会のスケールメリットを活かし、充実した補償内容です。

プラン2 施設利用者のための補償

(普通傷害保険)

- ①入所型施設利用者の傷害事故補償
- ②通所型施設利用者の傷害事故補償
- ③施設送迎車搭乗中の傷害事故補償



プラン3 施設職員のための補償

(労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険)

- ①施設の労災上乗せ補償
- ②施設職員の傷害事故補償
- ③施設職員の感染症罹患事故補償

●この保険は全国社会福祉協議会が保険会社と一緒に契約を行う団体契約(「賠償責任保険」「普通傷害保険」「労働災害総合保険」「約定履行費用保険」「動産総合保険」)です。

●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記にお願いします。



社会福祉法人
全国社会福祉協議会
(引受幹事保険会社) 株式会社 損害保険ジャパン



株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763

(SJ10-11486, 2011/2/9)



夢中!・熱中!ふくひと

～だから続けたいこの仕事～

福祉の現場で働く人たちの熱い想い・メッセージを伝えるコーナーです。京都府内で“熱い福祉”を“夢中”で実践している方々にスポットをあてて、元気や楽しさ、やりがいを“生”的声でお届けします。

社協だからこそ 寄り添える 福祉制度のはざま

京田辺市社会福祉協議会
ふれあい福祉センター 専任相談員 森田 里佳
(社会福祉士・産業カウンセラー)

早いものでこの仕事に就いて約15年が経過しているんだと、改めて実感しています。どうして福祉の道を選んだのか、大それた動機は見つかりませんが、一般企業を経ての方向転換で何かドキドキしながらの第一歩でした。しかし、福祉の仕事がこんなに幅広く奥深いものだと感じたのが、1年ごとの積み重ねからでした。

どうして福祉の道を選んだのか、大それた動機は見つかりませんが、一般企業を経ての方向転換で何かドキドキしながらの第一歩でした。しかし、福祉の仕事がこんなに幅広く奥深いものだと感じたのが、1年ごとの積み重ねからでした。

どうして福祉の道を選んだのか、大それた動機は見つかりませんが、一般企業を経ての方向転換で何かドキドキしながらの第一歩でした。しかし、福祉の仕事がこんなに幅広く奥深いものだと感じたのが、1年ごとの積み重ねからでした。



プロフィール

氏名：森田 里佳
職種：京田辺市社会福祉協議会

ふれあい福祉センター 専任相談員
(社会福祉士・産業カウンセラー)

経験年数：平成8年10月1日～現在に至る(15年2ヶ月)
好きなことば：有志竟成(ゆうしきょうせい)
夢中になっていること：愛猫(ペッちい)とじゃれる



「京都の福祉」へのご意見、ご感想、
とりあげてほしいテーマなどをお寄せ下さい。
表紙の写真も募集中です。(テーマ「笑顔」)

本会へのご意見等は、左記URLの
「お問合せフォーム」を通じてお寄せください。

京都の福祉

発行所 京都府社会福祉協議会

発行人 宮本 隆司

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375

TEL 075-252-6291 FAX 075-252-6310

URL <http://www.kyoshakyo.or.jp>